

契 約 書

(介護予防) 訪問看護

☐ 医療保険

☐ 介護保険

利用者： _____ 様

事業者： ここあい訪問看護ステーション仙台

様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社 Jewelry Belle の営むここあい訪問看護ステーション仙台（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は利用者に対し、医療保険、介護保険法令およびこの契約書に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために訪問看護のサービスを提供し利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の3日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は第1条に規定する訪問看護の目的に従って、訪問看護計画を変更します。
 - ①利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ②利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条 （訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【契約書別紙】に記載されているとおりです。
2. 事業者は【契約者別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【契約書別紙】に定めた訪問看護のサービスを提供します。
4. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、新たなサービス内容を記載した【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

第7条 （料金）

1. 利用者は訪問看護のサービスの対価として、【料金表別紙】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月15日までに利用者に送付します。
3. 利用者は当月料金の合計額を、翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は利用者の負担とします。

第8条 （料金の変更）

1. 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【料金表別紙】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - 1 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 2 事業者が守秘義務に反した場合
 - 3 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 4 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで直ちにこの契約の解約ができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合
 - ②利用者またはその家族などが事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第10条 （訪問看護師等の交替）

1. 利用者は選任された訪問看護師等の交替を希望する場合は、当該訪問看護師等が業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し選任された訪問看護師等の交替を申し入れることができます。
2. 事業者は訪問看護師等の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は選任された訪問看護師等が、体調不良などの理由により訪問できない場合は代替の訪問看護師等を選任し、利用者およびその家族に連絡します。

第11条 （サービスの中止）

1. 利用者は事業者に対して、サービス実施時間の1時間前までに電話等でサービス利用中止の通知をすることで、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス実施時間の1時間前までに通知することなく、サービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第12条 （秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第13条 （緊急時の対応）

事業者は訪問看護のサービスを提供しているときに利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第14条 （賠償責任）

1. 事業者は訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第15条 （身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条 （協議義務）

利用者は事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第17条 （連携）

事業者は訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条 （相談・苦情対応）

事業者は利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看

第19条 （社会情勢及び天災）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、利用者の義務の履行が難しい 場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、利用者の義務の履行が遅延、
もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとする。

第20条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を 持って協議のうえ定めます。

第21条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

第22条 （モラスハラスメントなどに関する事項）

基本は必要な訪問時間以上の訪問はしません。担当看護師の判断にて必要な訪問時間を過度に延長した場合は訪問看護実費を徴収する場合があります。

医師の指示にて必要な訪問時間や訪問回数を守りながら訪問させていただきます。

利用者・家族等が、他の利用者・家族等若しくは事業所又は従事者に対する暴力・暴言・威嚇（口頭によるものも含む）セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラハラメント、及びそれらと相応或いは同等の行為があると判断した場合は、こちら側からサービスの中止をする場合があります。

【契約書別紙】

1. 訪問看護のサービス内容

	サービス提供時間	サービス内容
月	: ~ :	
火	: ~ :	
水	: ~ :	
木	: ~ :	
金	: ~ :	
土	: ~ :	
日	: ~ :	

2. 利用料金

料金表別紙を参照

※介護保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって事業者には保険給付金が支払われない場合があります。その場合、介護保険適用外の料金をいただいて訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービス提供証明書を後日役所の窓口に出し、差額の払い戻しを受けてください。

重要事項説明書

(介護予防)訪問看護

1. 当事業所の概要

1) 事業所の概要

事業所名	ここあい訪問看護ステーション 仙台
所在地	宮城県仙台市宮城野区宮千代3-5-13 アサダビジネスビル303号室
連絡先	022-781-7014
管理者名	加藤 智香
サービス種類	(介護予防)訪問看護
介護保険事業所番号	0465290310号
ステーションコード	5290310
サービス提供地域	仙台市全域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

2) 営業時間

平日	午前8:30 ～ 午後5:30
定休日	土曜、日曜、12月31日～1月3日

3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	看護師資格	1名	名	1名
看 護 師	看護師資格	2名	1名	3名
理学療法士	理学療法士資格	名	名	名

作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

2. 連絡窓口（相談・苦情など）

【事業者窓口】	所在地 宮城県仙台市宮城野区宮千代3-5-13 3階
(苦情担当) 責任者 松橋 沙江子	TEL 022-781-7014 FAX 022-781-7814
窓口 加藤 智香	受付時間 月～金 8:30～17:30
【東北厚生局】	所在地 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア 21階
(医療費について)	TEL 022-726-9260 受付時間 月～金 9:00～17:00

【その他苦情連絡先】

- ・宮城県社会福祉協議会
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会 青葉区本町 3-7-4 TEL716-9674
- ・宮城県国民健康保険団体連合会
苦情相談窓口 青葉区上杉 1-2-3 TEL222-7700
- ・仙台市
青葉区役所 介護保険課介護保険係 青葉区上杉 1-5-1 TEL225-7211
宮城総合支所 障害高齢課高齢者支援係 青葉区下愛子字観音堂 5 TEL392-2111
宮城野区役所 介護保険課介護保険係 宮城野区五輪 2-12-35 TEL291-2111
若林区役所 介護保険課介護保険係 若林区保春院前丁 3-1 TEL282-1111
太白区役所 介護保険課介護保険係 太白区長町南 3-1-15 TEL247-1111
秋保総合支所 保健福祉課福祉係 太白区秋保町長袋字大原 45-1 TEL399-2111
泉区役所 介護保険課介護保険係 泉区泉中央 2-1-1 TEL372-3111
仙台市健康福祉局
保険高齢部介護事業支援課 青葉区国分町 3-7-1
施設指導係 TEL214-8318
居宅サービス指導係 TEL214-819

3. 事業の目的・運営方針

1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたりサービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. 利用料金

1) 利用料金

別紙 利用料金表を参照

2) 医療、介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1 枚につき	1 0 円
-----	--------	-------

2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

※医療保険の方のみ対象

公共交通機関、タクシー利用の場合	実費
車両利用の場合	
(1) 仙台市内	(1) 200 円/回
(2) 仙台市外	(2) 500 円/回

3) キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(1) 当日 8 : 3 0 から訪問 1 時間前までにご連絡がある場合	無料
(2) 訪問時不在にてそのままキャンセルの場合	3, 000 円/回 + 交通費
(3) 訪問時不在にて日時変更した場合	500/回 + 交通費※1※2

※1 そのまま帰宅を待って訪問を開始した場合も対象となります。

※2 事前のご連絡にて日時変更した場合は対象外です。

4. 利用料金のお支払い方法

毎月月末を締め日とする。当該月分のご利用料金を翌月 1 5 日までに請求しますので、末日までに

下記の方法でお支払いください。

ア. 現金支払い イ. 下記指定口座への振り込み ウ. その他（口座振替）

金融機関	北海道銀行	支店名	篠路支店
預金種別	普通預金	口座番号	1 2 1 1 6 3 1
口座名義	カ) ジュエリー ベル		

※イ. お振込み 又は ウ. その他（口座振替）を利用してお支払いいただく際の手数料はご利用者様負担となります。

お振込み手数料：ご利用金融機関により 口座振替手数料：90 円/回

5. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。
なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了日の1ヶ月までに通知いたします。

③自動終了(以下に該当する場合、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や当事業所が破産した場合は文書で通知することによりご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合や当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤その他

- ・ご利用者様が病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合はご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスのご利用はお断りする場合があります。

6. 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

虐待防止責任者	松橋 沙江子
---------	--------

※虐待防止責任者を選任しています。

1. 苦情解決のための体制を整備しています。
2. 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
3. サービスの提供中に、養介護施設従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
第一連絡先	氏 名	(続柄 :)
	連 絡 先	
第二連絡先	氏 名	(続柄 :)
	連 絡 先	

令和 年 月 日

- ☐ 私（甲）は、この契約書に基づき訪問看護サービスの利用を申し込みます。
☐ 私は重要事項説明書について説明を受けました。

【利用者】
（甲）

住 所	
電 話	
氏 名	⑩

【家族又は代理人】

住 所	
電 話	
氏 名	⑩
署名代行理由	

※立
 会人とは、事業者と利
 用者のどちらにも属さ
 ないで、双方の意思を確認する第三者を言います。

説明日 令和 年 月 日

【説明者】

職 名	☐ 代表取締役 ☐ 管理者 ☐ 看護師 ☐ 理学/作業療法士	氏 名	
-----	---	-----	--

事業祖（乙）

所在地	札幌市北区拓北7条5丁目2番15号
電話	011-211-4296
法人名	株式会社 Jewelry Belle
代表者名	代表取締役 松橋 沙江子 ⑩
事業所名	ここあい訪問看護ステーション 仙台
住所	宮城県仙台市宮城野区宮千代3-5-13 アサダビジネスビル 303号室

電話	0 2 2 - 7 8 1 - 7 0 1 4
事業所番号	0 4 6 5 2 9 0 3 1 0 号



